

畜産特別支援資金融通事業実施要綱

平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号
平成 25 年 4 月 1 日付け 24 農畜機第 5348 号
平成 25 年 4 月 23 日付け 25 農畜機第 302 号
平成 25 年 5 月 22 日付け 25 農畜機第 838 号
平成 25 年 8 月 22 日付け 25 農畜機第 2242 号
平成 25 年 11 月 20 日付け 25 農畜機第 3500 号
平成 26 年 2 月 24 日付け 25 農畜機第 4771 号
平成 26 年 3 月 17 日付け 25 農畜機第 5199 号
平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5602 号
平成 26 年 4 月 18 日付け 26 農畜機第 269 号
平成 26 年 5 月 22 日付け 26 農畜機第 885 号
平成 26 年 8 月 21 日付け 26 農畜機第 2256 号
平成 26 年 11 月 19 日付け 26 農畜機第 3574 号
平成 26 年 12 月 19 日付け 26 農畜機第 3763 号
平成 27 年 2 月 20 日付け 26 農畜機第 4940 号
平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農畜機第 5265 号
平成 27 年 5 月 22 日付け 27 農畜機第 960 号
平成 27 年 8 月 20 日付け 27 農畜機第 2371 号
平成 27 年 11 月 20 日付け 27 農畜機第 3711 号
平成 27 年 12 月 16 日付け 27 農畜機第 4086 号
平成 28 年 1 月 20 日付け 27 農畜機第 4504 号
平成 28 年 2 月 22 日付け 27 農畜機第 5029 号
平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5427 号
平成 28 年 5 月 25 日付け 28 農畜機第 963 号
平成 28 年 6 月 27 日付け 28 農畜機第 1648 号
平成 28 年 7 月 25 日付け 28 農畜機第 2175 号
平成 28 年 8 月 24 日付け 28 農畜機第 2563 号
平成 28 年 9 月 28 日付け 28 農畜機第 3068 号
平成 28 年 10 月 21 日付け 28 農畜機第 3570 号
平成 28 年 11 月 24 日付け 28 農畜機第 4192 号
平成 28 年 12 月 20 日付け 28 農畜機第 4591 号
平成 29 年 1 月 24 日付け 28 農畜機第 5129 号
平成 29 年 2 月 21 日付け 28 農畜機第 5674 号
平成 29 年 3 月 17 日付け 28 農畜機第 6297 号
平成 29 年 3 月 28 日付け 28 農畜機第 6423 号
平成 29 年 5 月 26 日付け 29 農畜機第 1134 号
平成 29 年 8 月 23 日付け 29 農畜機第 2778 号
平成 29 年 9 月 22 日付け 29 農畜機第 3251 号

畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金が必要とな

ること、出荷までに長期間を要し、資金の回収に時間がかかること、素畜費、飼料費等の資材費や生産物の価格変動が大きいこと、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合、患畜の殺処分等により、経営再開のための多額の資金が必要となる等の特徴を有している。

このような特徴の下、飼料等の経営資材の高騰時や畜産物価格の低迷時及び伝染病発生時には、当面の運転資金が工面できなかつたり、多額の借入金の償還ができなかつたために経営を中止せざるを得ない場合や経営継承ができないといった事態が生じることが少なくない。

また、近年、金融分野においては、融資機関が在庫等棚卸資産の管理状況等を通じて経営状況を把握し、これを基に融資を行う動産担保融資（Asset-Based Lending）（以下「ABL」という。）が進展しつつある。畜産分野における ABL（以下「畜産 ABL」という。）の利用は資金調達の円滑化に資するものであるが、畜産 ABL の導入には、家畜等の管理状況等のモニタリングを通じた経営状況の把握に加え、貸倒時の家畜の処分体制の構築等が必要であることや、畜産経営において ABL に関する認知が必ずしも十分でないことから、その導入推進に当たっては、これらの課題を解決する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、大家畜及び養豚経営に対する借入金の償還に要する低利の資金（以下「畜産特別資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、家畜伝染病発生により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金の融通に伴う利子補給事業、配合飼料価格の上昇により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金（以下「家畜飼料特別支援資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、農業信用基金協会が行う畜産特別資金及び家畜飼料特別支援資金に係る保証債務の弁済の事業、畜産 ABL の導入を推進する事業等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって大家畜及び養豚経営の改善と国内畜産生産基盤の維持・発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号一 1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 1 事業実施主体及び事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 畜産特別資金融通事業

大家畜及び養豚経営に対して畜産特別資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、資金借受者に対する経営改善指導、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添 1 のとおりとする。

2 家畜疾病経営維持資金融通事業

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営に対して経営の再開、継続及び維持に必要な低利資金の融通を行った融資機関に対する利子補給等を行う事業であり、別添2のとおりとする。

3 家畜飼料特別支援資金融通事業

畜産経営に対して家畜飼料特別支援資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添3のとおりとする。

4 畜産動産担保融資導入推進事業

畜産経営において畜産 ABL を利用できる環境整備を進めるため、導入拡大に係る課題の検討、課題を解決するためのモデル実証等に対する支援等を行う事業であり、別添4のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）

本要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5348号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年4月23日付け25農畜機第303号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5215号）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱による補助については、本要綱による補助とみなす。
- 4 第2項の規定による廃止前の旧要綱に規定される事業の実績報告、帳簿の整備保管等については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の改正に伴い、改正前の要綱第1の規定に基づく社団法人中央畜産会が平成25年2月26日からこの要綱の別添1の第3から第8まで、別添2の第2から第3まで及び別添3の第2から第3までの事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則（平成25年5月22日付け25農畜機第838号）

この要綱の改正は、平成25年5月22日から施行する。

附 則 （平成 25 年 8 月 22 日付け 25 農畜機第 2242 号）

この要綱の改正は、平成 25 年 8 月 22 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 11 月 20 日付け 25 農畜機第 3500 号）

この要綱の改正は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 2 月 24 日付け 25 農畜機第 4771 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 3 月 17 日付け 25 農畜機第 5199 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 3 月 17 日から施行し、平成 26 年 3 月 19 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5602 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 18 日付け 26 農畜機第 269 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 5 月 22 日付け 26 農畜機第 885 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 5 月 22 日から施行し、平成 26 年 5 月 23 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 8 月 21 日付け 26 農畜機第 2256 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 11 月 19 日付け 26 農畜機第 3574 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 11 月 19 日から施行し、平成 26 年 11 月 20 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 12 月 19 日付け 26 農畜機第 3763 号）

この要綱の改正は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 2 月 20 日付け 26 農畜機第 4940 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 2 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農畜機第 5265 号）

1 この要綱の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成 27 年 5 月 22 日付け農畜機第 960 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 27 年 5 月 27 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 8 月 20 日付け農畜機第 2371 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 11 月 20 日付け農畜機第 3711 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 12 月 16 日付け農畜機第 4086 号）

この要綱の改正は、平成 27 年 12 月 16 日から施行し、平成 27 年 12 月 18 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 1 月 20 日付け 27 農畜機第 4504 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行し、平成 28 年 1 月 21 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 2 月 22 日付け 27 農畜機第 5029 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 2 月 22 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5427 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成 28 年 5 月 25 日付け 28 農畜機第 963 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 6 月 27 日付け 28 農畜機第 1648 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 7 月 25 日付け 28 農畜機第 2175 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 8 月 24 日付け 28 農畜機第 2563 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 9 月 28 日付け 28 農畜機第 3068 号）

この要綱の改正は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 10 月 21 日付け 28 農畜機第 3570 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 11 月 24 日付け 28 農畜機第 4192 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 12 月 20 日付け 28 農畜機第 4591 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 1 月 24 日付け 28 農畜機第 5129 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 1 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 2 月 21 日付け 28 農畜機第 5674 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 17 日付け 28 農畜機第 6297 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 3 月 17 日から施行し、平成 28 年 3 月 21 日から適用する。

附 則 （平成 29 年 3 月 28 日付け 28 農畜機第 6423 号）
1 この要綱の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 28 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成 29 年 5 月 26 日付け 29 農畜機第 1134 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 8 月 23 日付け 29 農畜機第 2778 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 9 月 22 日付け 29 農畜機第 3251 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。